# 【2020年9月 学科試験】

# 【第1問】

# (1) 2

税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーは、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うと税理士法に抵触する。一般的な税法の解説や資料の提供にとどめる必要がある。

### (2)

正しい。産科医療補償制度に加入する病院で出産した場合の出産育児一時金の額は、1児につき42万円である。

#### **(3) 2**

任意継続被保険者となるためには、資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となるための申出をしなければならない。なお、被保険者でなくなった日までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があるという要件も満たす必要がある。

#### (4) **2**

老齢基礎年金は原則65歳から支給されるが、希望により、66歳から70歳までに「繰下げ」ができる。繰下げ1カ月当たり0.7%が増額されるため、繰下げによる加算額を算出する際の増額率は最大42%(0.7%×60月)である。

繰上げ (60歳から64歳)	「0.5%×繰上げた月数」が一生涯にわたり減額
繰下げ (66歳から70歳)	「0.7%×繰下げた月数」が一生涯にわたり増額

### (5) **2**

フラット35(買取型)を利用するための条件として、2019年10月から、借入対象となる住宅の建設費または購入価額の上限を1億円とする制限が撤廃されている。なお、融資限度額は8,000万円から変更はない。

### (6) **1**

正しい。銀行の窓口において加入した場合、銀行は生命保険募集代理店であり、 当該保険契約は契約者と生命保険会社との間で成立するため、生命保険契約者保護 機構による補償の対象となる。

# **(**7**) 2**

払済保険とは、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に、保険期間を変えずに、一時払養老保険もしくは同種の保険に変更するものである。元契約より保険金額は小さくなり、付加されていた特約は消滅する。

# (8) 1

正しい。心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して受ける損害保険金、損害賠償金、見舞金等(所得補償保険金、生前給付金、手術給付金、入院給付金など)は非課税である。

**(9) 2** 

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)では、対人事故のみを補償の対象として おり、対物事故は対象外である。

(10) **2** 

製造・販売した製品の欠陥等や請負業者等が作業を行った結果として第三者の身体や財産に損害が生じた場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険として、生産物賠償責任保険(PL保険)がある。

(11) 2

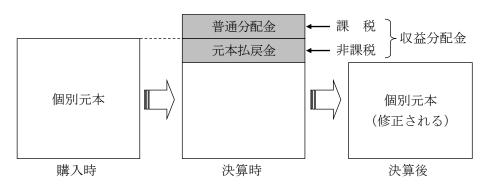
米国の市場金利が上昇して日本の市場金利が低下した場合、円を米ドルに換える動きが強まり、米ドルの需要が高まる。したがって米ドル高、円安が進行する要因となる。

(12) **1** 正しい。元利合計額=1,000,000円× (1+0.01)<sup>3</sup>=1,030,301円

(13) **1** 

正しい。追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金は、個別元本方式により課税額が算出される。個別元本方式とは、受益者(投資家)ごとに税法上の元本を把握する方法である。元本超過部分は「普通分配金」として課税の対象となり、元本の払い戻しとみなされる部分は「元本払戻金(特別分配金)」として非課税である。

# 【収益分配金支払後の基準価格<個別元本】



(14) 1

正しい。なお、時価総額の大きい銘柄(大型株)の値動きに影響されやすいという特徴がある。

(15) 1

正しい。適合性の原則により、証券会社や銀行などの金融商品取引業者等が、顧客に対して有価証券・そのほかの金融商品の投資勧誘を行う場合に、顧客の投資に関する知識・経験・財産の状況および目的を十分に把握して、当該顧客の意向や実情に適合した投資勧誘を行わなければならないとされている。

(16) **2** 

個人が法人からの贈与により取得した財産については、一時所得として所得税が 課される。個人間の贈与により取得した財産については、原則として贈与税の課税 対象となり、所得税は課されない。

# (17) **2**

個人が受け取った非上場株式の配当については、少額配当(年1回配当の場合は 10万円以下)に限り申告不要にできる。上場株式等の配当所得は、金額の多寡にか かわらず、確定申告不要制度を選択することができる。

### (18) **1**

正しい。事業所得の必要経費にあたる売上原価の算式である。 商品の売上原価=年初(期首)棚卸高+年間仕入高-年末(期末)棚卸高

### 【売上原価】

年初棚卸高	売上原価	
た 問 仕 7 古	九二/示画	
年間仕入高	年末棚卸高	

#### (19) **1**

正しい。土地は、減価償却資産ではない。建物、商品、車両運搬具など使用している間に少しずつ価値が減少(減価)する資産を減価償却資産という。減価分を計算して、減価償却費として事業所得の必要経費に計上できる。

### (20) **2**

個人が確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、拠出した掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。

# (21) **2**

定期建物賃貸借契約(定期借家契約)は更新できない。したがって、借主から更新の請求は認められない。なお、貸主と借主の双方が合意すれば再契約は可能である。

# (22) **2**

建築物の敷地が2つの異なる用途地域にまたがる場合、その全部について、面積の大きい方の用途地域に関する規定が適用される。

# 【複数の地域にまたがっている場合の建築規制】

規制	対応方法
建蔽率・容積率	加重平均する
用途地域の規制	面積の大きい方の用途地域の制限を受ける
防火規制	厳しい方の規制を受ける (防火地域>準防火地域>無指定地域)

### (23) **1**

正しい。都市計画区域および準都市計画区域内において、原則として、敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければ建物を建てることができないと建築基準法に規定されている。ただし、建築物の周囲に広い空き地等があり、安全上の問題がない場合は、接道義務の適用はない。

# (24) **2**

建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)の規定によれば、集会において、 区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数により建替えの決議をすることが できる。

決議要件	決議内容	
各過半数の賛成	一般事項 (小規模滅失による共用部分の復旧)	
各4分の3以上の賛成	・共用部分の重大な変更 ・規約の設定、変更、廃止 ・違反者への措置 ・大規模滅失による共用部分の復旧	
各5分の4以上の賛成	建替え	

### (25) **2**

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用を 受けるには、譲渡の対価の額が1億円以下でなければならない。

### (26)

正しい。いわゆる「低額譲受(譲渡)」に関する記述である。低額譲受の場合、 みなし贈与財産の金額が贈与税の課税対象となる。

みなし贈与財産=譲渡された財産の時価-支払った対価の額

# (27) 1

正しい。受贈者は原則として30歳未満であり、贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に本特例の適用を受けることができる。

# (28) **2**

相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続税額の計算上、相続財産に加算される。

# (29) **2**

生前に購入した墓碑などの未払い代金は、債務控除の対象とならない。

# <債務控除の範囲>

	○ 控除できるもの	× 控除できないもの	
生	相続開始時に存する債務	死亡後に発生した相続財産に関する 費用	
債	・借入金	・生前に購入した墓地などの未払い	
	・預り敷金	代金	
務	・ 未払い医療費	・相続財産に係る公租公課、管理、 保存費用、精算費用 など	
	・未払い税金など		
葬	・通夜費用、仮葬式費用	・香典返戻費用	
式	・本(密)葬費用	・死後の墓地・墓石購入費用	
費	・通常必要とされる葬式費用	・法要費用 (初七日など)	
用	・死体の捜索・運搬費用 など	・遺体解剖費用など	

### (30)

正しい。被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に相続税の申告書を提出する。

# 【第2問】

# (31) **2**

将来の目標額から毎年の積立額を求める算式は、「将来の目標額×減債基金係数」となる。

900万円×0.0621 (利率1%・期間15年の減債基金係数) =558,900円

# (32) **2**

同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、仕事を休んだ日が連続して3日間あったときに、4日目以降の休んだ日について、その支給開始日から起算して<u>1年6カ月</u>を限度として傷病手当金が支給される。

# (33) 3

公的介護保険の被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者	
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以	市区町村に住所を有する40歳以	
校 体 灰 有	上の人	上65歳未満の医療保険加入者	
	市区町村が保険料を徴収しま	医療保険者が医療保険料に上乗	
	す。所得段階別定額保険料とな	せして徴収します。	
	っています。	<健康保険>	
保険料	※ 保険料は市区町村により異	協会けんぽの保険料率は1.57%	
休 陕 村	なります。	(労使折半)	
	※ 年金受給者は、原則として	<国民健康保険>	
	年金から天引き(特別徴収)	前年の所得などを基準に決めら	
	されます。	れます。	
		老化に基因する16種類の疾病	
受給権者	要介護者・要支援者	(特定疾病)によって、要介護	
		者・要支援者となった者のみ	
自己負担	原則1割(食費と施設での居住費は全額利用者負担)		

### (34)

付加年金とは、国民年金の第一号被保険者が、国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、65歳から受給する老齢基礎年金に上乗せして受給できる年金のことである。

付加年金の額=200円×付加保険料を納めた月数

### (35) **2**

貸金業法の総量規制により、個人が借入れできる無担保借入額の合計は、原則として、年収の<u>3分の1</u>以内に制限されている。なお、不動産購入のための貸付や自動車購入時の自動車担保貸付は総量規制の対象外である。

### (36) 3

生命保険の保険料のうち、将来の死亡保険金・生存保険金を支払うための財源となる純保険料は、予定死亡率および<u>予定利率</u>に基づいて計算される。また、保険制度を維持するための財源となる付加保険料は、予定事業費率に基づいて計算される。純保険料と付加保険料を合わせた保険料を契約者が保険会社に払い込む。

# (37) **1**

変額個人年金保険は、<u>特別勘定</u>の運用実績に基づいて将来受け取る年金額等が変動するが、一般に、<u>死亡給付金額</u>には最低保証がある。運用リスクは契約者が負う。

### 【変額個人年金保険】

年金原資	最低保証△ ※
死亡給付金 (積立期間中)	最低保証〇 あり
解約返戻金	最低保証× なし
満期返戻金	_

※払込保険料の一定割合を最低保証するタイプもある

### (38) 3

先進医療特約では、<u>療養を受けた日</u>時点において厚生労働大臣が定める先進医療技術により、厚生労働大臣が承認した医療機関で治療や手術を受けた場合に所定の限度額の範囲内で、技術料に応じた実費相当額の給付金が支払われる。

# (39) **1**

軽過失による火災で隣家に延焼損害を与えた場合、失火の責任に関する法律(失 火責任法)が適用されて、隣家に対する損害賠償責任を負わない。借家人が借家を 焼失させた場合、延焼損害を与えた隣家の所有者に対して損害賠償責任を<u>負わない</u> が、家主に対しては債務不履行責任により損害賠償責任を負う。

### (40) **2**

個人賠償責任保険は、日本国内の日常生活における対人・対物事故による賠償責任を補償する保険である。被保険者の範囲は、本人・配偶者・生計をともにする同居の親族と別居の未婚の子になる。飼い犬の与えた損害は、動物専有者である飼い主の責任になるため、補償の対象である。よって、<u>飼い犬が他人を噛んでケガを負</u>わせた場合、個人賠償責任保険(特約)の補償の対象となる。

- 1) 自動車の運転中→自転車の運転中であれば補償の対象。自動車は対象外。
- 3) 業務中→業務時間外であれば補償の対象。職務遂行中は対象外。

#### (41) 1

個人向け国債は、変動10年・固定5年・固定3年の3種類ある。いずれも適用利率の下限が年率0.05%であり、適用利率の上限はない。購入単価は最低1万円から1万円単位で毎月発行されている。直前2回分の利息相当額(税引き後)は差し引かれるが、発行から1年経てば中途換金できる。

# (42) **1**

最終利回りとは、既発債を償還まで保有した場合の利回りである。

最終利回り(%) = 
$$\frac{\rho - \pi \nu + \frac{\overline{\text{M}}\overline{\text{m}}100 \Pi - \overline{\text{g}} \text{付価格}}{\overline{\text{残存期間 (年)}}}{\overline{\text{g}} \text{付価格}} \times 100$$
  
=  $\frac{2.0 + \frac{100 - 102}{3}}{102} \times 100 = 1.307 \dots = 1.31\%$ 

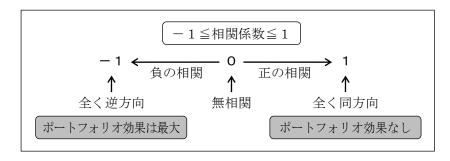
### (43) **2**

会社が自己資本をいかに効率よく活用して利益を上げているかを判断する指標は、 ROE (自己資本利益率)である。ROEが高いほど、株主のお金を効率的に増や してくれる投資価値の高い銘柄である。

### (44) **1**

いわゆる「ポートフォリオ効果 (ポートフォリオのリスク低減効果)」に関する 記述である。

ポートフォリオ効果は、組み入れている資産の価格変動パターンが似ているかどうかという「相関関係」が大きく作用し、これを数値で表したものが「相関係数」である。相関係数は-1から+1までの範囲の数値で表され、-1に近いほどポートフォリオ効果は高くなり、-1で最大になる。2資産間の相関係数が-1である場合、両資産が逆の値動きをするため、理論上、リスクの低減効果は最大になる。また、相関係数が+1のときは全く同じ値動きをするため、ポートフォリオ効果はない。



#### (45) 2

日本投資者保護基金は、国内で営業する金融商品取引業者(証券会社等)に加入 が義務付けられている。金融商品取引業者が経営破綻し、分別管理の義務に違反し たことによって一般顧客の財産が損害を受けた場合に、一般顧客1人につき1,000 万円を上限として金銭による補償を行う。

# (46) **2**

課税総所得金額250万円に対する所得税額(復興特別所得税額を含まない)を、 速算表を使って算出する。

所得税額=課税総所得金額×税率

=250万円×10%-97,500円

=152,500円

### (47) **1**

他の所得の金額と損益通算が可能な所得は、不動産所得・事業所得・山林所得・ 譲渡所得である。ただし、不動産所得において、土地等を取得するために要した負 債の利子は、損益通算の対象外となる。

損益通算可能額=総収入金額-必要経費(土地取得のための負債利子を除く)

=200万円-(250万円-30万円)

=▲20万円



損益通算可能:20万

### (48) **1**

総所得金額に算入する一時所得の金額は、2分の1を乗じた金額になる。また、一時所得の金額は、最高50万円の特別控除額を控除した金額になることも注意するべき点である。

一時所得の金額=総収入金額-支出した金額-特別控除額(最高50万円)=1,200万円-500万円-50万円=650万円

総所得金額に算入される金額=一時所得の金額 $\times$  1/2 =650万円 $\times$  1/2 =325万円

### (49) **2**

ふるさと納税により地方公共団体に寄附をした場合、所得税の寄付金控除および住民税の寄附金税額控除を受けるには、所得税の確定申告をする必要がある。ただし、「ワンストップ特例制度」を利用すると、同一年中の寄付先が<u>5</u>自治体までであれば、寄付した市町村に一定の申請書を提出することで、確定申告をしなくても控除を受けることができる。

# (50) 3

給与所得者は、雑損控除・医療費控除・寄付金控除について年末調整で控除されないため、任意で確定申告を行えば所得控除の適用を受けて所得税が還付される。よって、本間において、年末調整で控除の適用を受けることができるのは、<u>生命保</u>険料控除である。

# (51) **2**

相続税路線価の価格水準の目安は、地価公示価格の80%である。

土地の公的評価	価格水準
公示価格	100%
基準地標準価格	100%
相続税評価額 (路線価)	公示価格の <u>80%</u>
固定資産税評価額	公示価格の70%

# (52) **3**

		定期	借地	権
<b>並通供地</b> 権	机学钳	事業用定期借地権		建物溶液性幼科
日地田地惟		短期型	長期型	- 建物譲渡特約付 - 借地権
	旧地推	(2項)	(1項)	1日 2011年
		専ら事業の	用に供す	
制限なし	制限なし	る建物に限	る	制限なし
		(居住用建物	勿は除く)	
30年171上	50年以上	10年以上	30年以上	30年以上
30年以上	30年以上	30年未満	50年未満	30年以上
最初の更新				
: 20年以上	<i>t&gt;</i> 1			
その後	/\$ C			
: 10年以上				
法定更新が	期間満了 期間満了		建物所有権が地主	
ある	2311611161	炒11月11個 】		に移転したとき
制限なし	公正証書	公正証書	まに限る しゅうしゅう	制限なし
	30年以上 最初の更新 : 20年以上 その後 : 10年以上 法定更新が ある	借地権 制限なし 制限なし 30年以上 30年以上 最初の更新 : 20年以上 その後 : 10年以上 法定更新が ある 期間満了	普通借地権	普通借地権     一般定期 借地権     事業用定期借地権 短期型 (2項) (1項)       制限なし     専ら事業の用に供する建物に限る (居住用建物は除く)       30年以上     50年以上 30年以上 30年未満     30年以上 50年未満       最初の更新 : 20年以上 その後 : 10年以上 法定更新が ある     なし       法定更新が ある     期間満了 公正証書     期間満了 公正証書に限る

# (53) **1**

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
他の業者に重	$\circ$	×	×
ねて依頼	O	, ,	, ,
自己発見取引	0	0	×
契約有効期間	法定されていない	3 カ月	3 カ月
指定流通機関	<b>学</b> 数まい	契約締結日から	契約締結日から
への登録	義務なし	7日以内	5日以内
報告義務	義務なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上

# (54) **3**

容積率(%) = 
$$\frac{延べ面積}{敷地面積} \times 100$$
  
=  $\frac{180 \,\text{m}^2}{200 \,\text{m}^2} \times 100$   
=  $\frac{90\%}{200 \,\text{m}^2}$ 

(55) **3** 

<u>等価交換方式</u>は、デベロッパーが建設費等を拠出して土地所有者の土地に建物を 建て、完成後にそれぞれの出資比率に応じて土地・建物を取得する事業方式である。

(56) **2** 

死因贈与は贈与者の死亡により効力を生じる。死因贈与は贈与税ではなく、<u>相続</u> 税の課税対象になる。

(57) **2** 

Aさんの法定相続人について、第一順位の子がおらず、第二順位の父母も既に亡くなっている。したがって、配偶者(妻B)と第三順位の兄弟姉妹(兄Cと弟D)の計3人が法定相続人となる。

遺産に係る基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

=3,000万円+600万円×3人

=<u>4,</u>800万円

(58) **3** 

未成年者控除とは、相続税額の計算上、未成年者について認められている控除の こと。

適用対象者(全て満たす):20歳未満

相続または遺贈で財産を取得

日本に住所を有する 被相続人の法定相続人

控除額 : 10万円× (20歳-その者の年齢 ※1年未満切捨)

(59) **1** 

貸家の評価額=自用家屋としての評価額※ × (1-借家権割合×賃貸割合)

※自用家屋の評価額=固定資産税評価額×倍率(常に1.0)

(60) 3

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と 減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合	
居住用特定居住用宅地		$330\mathrm{m}^2$	80%	
事業用	特定事業用宅地	400 m²	900/	
尹未用	特定同族会社事業用宅地	400111	80%	
貸付事業用宅地(貸付用不動産の宅地)		200 m²	50%	